

要配慮者利用施設の所有者・管理者のみなさまへ

避難確保計画などに関する問い合わせ先として
県の相談窓口を設置しました。

ご不明な点などありましたら、お気軽にお電話ください。

施設の分類によって相談窓口を以下のとおりとしています。

- | | |
|---------------------------------------------|-----------------|
| ○介護保険施設等について・・・高齢福祉課 | 電話：024-521-7164 |
| ○居宅サービス事業所等について
・・・高齢福祉課 | 電話：024-521-7745 |
| ○障がい者支援施設について・・・障がい福祉課 | 電話：024-521-7170 |
| ○保護施設について・・・・・・・・社会福祉課 | 電話：024-521-7323 |
| ○医療関係施設（病院、診療所など）について
・・・地域医療課 | 電話：024-521-7221 |
| ○子育て支援施設について・・・子育て支援課 | 電話：024-521-8205 |
| ○児童養護施設、障がい児施設について
・・・児童家庭課 | 電話：024-521-8665 |
| ○公立の学校教育施設（小・中・高校、特別支援学校など）について
・・・健康教育課 | 電話：024-521-8409 |
| ○私立の学校教育施設（幼稚園、小・中・高校など）について
・・・私学・法人課 | 電話：024-521-7048 |
| ○公立の幼稚園について・・・・・・・・義務教育課 | 電話：024-521-7763 |

* 相談の内容によって関係機関におつなぎする場合がありますので御了承ください。たとえば以下のような相談は各機関におつなぎすることとなります。

「避難場所、避難経路、避難訓練に関すること」→市町村

「ハザードマップに関すること」→市町村

「施設が浸水等の区域内にあるかどうか（避難確保計画の作成義務があるか）」

→県建設事務所